



Supported by  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION

# 公益社団法人あおもり被害者支援センター 被害者支援活動員第8期生

## 募 集

「公益社団法人あおもり被害者支援センター」は、犯罪、交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に、各種の支援を行う民間の被害者支援団体で、平成19年10月1日に設立されました。

現在、専門の研修を受けたボランティアの被害者支援活動員28名が、電話相談・直接的支援活動・広報啓発活動等を行っています。

あなたも私達の活動に参加してみませんか。皆様の応募を心からお待ちしております。

募集期間・・・平成29年4月3日から29年5月31日まで

- 応募資格・・・
- (1) 年齢25歳以上の方
  - (2) 秘密を守れる方
  - (3) 被害者支援に理解と意欲のある方
  - (4) 平日に支援活動に従事できる方
  - (5) 養成研修を受講できる方

申し込み・・・ 申し込み書類に必要事項を記入し、事務局までお送りください。



### ★申込書類の入手・お問合せ★

〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階  
公益社団法人あおもり被害者支援センター

TEL 017-718-2085(平日午前10時から午後5時まで)

HP <http://www.aomori-vs.com>

# 被害者支援活動員 申込書

平成 年 月 日

フリガナ		生 年	昭和	年	日
氏 名		月 日	平成	年	月 日
	(〒 - )	本 籍 地			
現 住 所	電話( ) -				
勤 務 先	名称 所在地	職 業			
	電話( ) -				
緊 急 時 の 連 絡 先	住所	電 話 ( ) -			
義 務 教 育 終 了 後 の 学 歴	学校・学部・学科名			区 分	
				年 月卒業・中退	
				年 月卒業・中退	
職 歴	勤務先・職名	勤務期間	勤務先・職名	勤務期間	
相 談 員 経 験 有 無	団体名	担当業務			従事期間
ボランティア 活 動 経 験	団体名	活動内容			活動期間
資格・免許					

## 応募動機

※適宜用紙を追加して構いません。

※お預かりした個人情報、外部への提供は一切行いません。  
 可否に関わらず、返却はいたしませんので、ご了承下さい。

# 公益社団法人あおもり被害者支援センター 被害者支援活動員第8期生募集事項

## 1 はじめに

「公益社団法人あおもり被害者支援センター」は、犯罪、交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に、各種の支援を行う民間の被害者支援団体で、平成19年10月1日に設立されました。

現在、専門の研修を受けたボランティアの被害者支援活動員28名が、電話相談・直接的支援活動・広報啓発活動等を行っています。

あなたも私達の活動に参加してみませんか。皆様の応募を心からお待ちしております。

## 2 募集期間

平成29年4月3日（月）から平成29年5月31日（水）まで

## 3 応募資格

- (1) 年齢25歳以上の方（性別は問いません）
- (2) 秘密を守る方
- (3) 被害者支援に理解と意欲のある方
- (4) 平日に支援活動に従事できる方
- (5) 養成研修を受講できる方

## 4 応募方法

- (1) 「被害者支援活動員申込書」に必要事項を記入し、センターまで送付してください。（直接持参可）
- (2) 応募締切  
平成29年5月31日（水）（当日消印有効）

## 5 選考方法 - 書類選考

## 6 養成研修について

- (1) 研修の受講  
申し込まれた方は、6月から行われる養成研修を受講していただきます。  
研修はおおむね1年で毎月1回程度、平日に行われます。
- (2) 研修内容  
精神科医、弁護士、臨床心理士等の専門家や警察等関係機関の担当者を講師に招き、講義や演習形式により、被害者やその家族の支援活動に必要な知識や技能を習得していただきます。
- (3) カリキュラム  
入門編カリキュラムは別紙の通りとなります。
- (4) 資料代  
初級編より資料代は3,000円ほどご負担いただきます。

## 7 被害者支援活動員の活動内容等

研修終了後、センター役員による選考が行われます。選考により被害者支援活動員第8期生として委嘱された方は、支援活動に従事していただきます。

### (1) 活動場所

主な活動場所はセンター事務所（青森市中央3丁目）となります。その他、直接的支援活動や広報啓発活動は青森県内で行います。

### (2) 活動内容

#### ア 電話相談活動

被害者支援活動員の電話相談活動は、月・水曜日の午前10時から午後9時まで、火・木・金曜日の午前10時から午後5時までです。担当は当番制で、週に1回程度従事していただきます。従事可能な曜日や時間は調整が可能です。

#### イ 直接的支援活動

被害者等が裁判所や病院などへ行くに当たっての情報提供や付添い支援を行っていただきます。被害者等からの要望の都度、対応できる方が行います。

#### ウ 広報啓発活動

講演会などの広報啓発行事における受付や会場設営の補助、街頭での広報キャンペーン活動におけるチラシやリーフレットの配布活動を行っていただきます。

### (3) 継続研修

被害者支援活動員は、委嘱後も継続して必要な研修を受けていただきます。

### (4) 活動開始時期

養成研修終了後

### (5) 正会員としての入会

被害者支援活動員として委嘱された方は、センター正会員(年会費3,000円)として入会していただくこととなります。

## 8 問い合わせ先・申込書送付先

〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階

公益社団法人あおもり被害者支援センター（担当 風晴・高橋）

電話 017-718-2085（平日午前10時から午後5時まで）

FAX 017-718-2098

ホームページ <http://www.aomori-vs.com>

※申込書はホームページからもダウンロードできます。

## 養成講座（入門編）カリキュラム（12時間）

月日		講座内容	講師
6月 20日 (火)	10:30	開講式	当センター
	12:30	あおり被害者支援センターの活動について	犯罪被害相談員
	13:30	法律・制度を学ぶ	当センター
	15:30		専務理事
7月 20日 (木)	10:30	被害者への関わり方	外部講師
	12:30		
	13:30	被害者を取りまく状況を知る	
	15:30		
8月 17日 (木)	10:30	関係機関における被害者支援	当センター
	12:30		犯罪被害相談員
	13:30	自団体の役割・支援者の倫理	当センター
	15:30		専務理事

※1コマは2時間程度

※日程、内容等について変更になることもあります

上記「養成講座（入門編）カリキュラム」終了後、当センターでの被害者支援活動員を希望される方は、面接及び作文による選考を経て「養成講座（初級編）」へと進みます。初級編は38時間程度となります。